

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	スポーツ庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ゴルフ場利用税）		
要望項目名	ゴルフ場利用税の廃止		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <li style="padding-left: 20px;">－ ・ 特例措置の内容 <li style="padding-left: 20px;">「ゴルフ場利用税」を廃止する。 		
関係条文	地方税法第75条、第75条の2、第75条の3、第76条、第103条関係		
減収見込額	[初年度] ▲45,928 (－) [平年度] ▲45,928 (－) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>スポーツの中でゴルフのみに対する課税を解消し、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会と、それによる生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【スポーツ基本法との関係】スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第1項では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定され、生涯スポーツ社会の実現が法律上認められた。また、同法第8条では、「政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。」と規定されている。</p> <p>【一般財源となる税制度との関係】ゴルフ場利用税は、その税収が地方公共団体の一般財源となり、地方税法上、税収の用途はゴルフ振興に限定されておらず、例えば、ゴルフの振興を通じた地域振興の好循環に誘導できない。</p> <p>【国民的スポーツとしてのゴルフ】ゴルフは2016年のオリンピック競技大会リオデジャネイロ大会から、1999年度の国民体育大会から、各大会の正式競技に復帰し、競技スポーツとして国内的・国際的にも広く認知されている。ゴルフは老若男女問わず、生涯を通じて親しむことのできるスポーツであり、国民のスポーツライフの中でも主要な位置を占め、国民が過去1年間に行った運動・スポーツ中、第8位の5.9%である。</p> <p>【ゴルフ場の利用を取り巻く環境の変化】ゴルフプレー料金の消費者物価指数は、過去21年間で、52.1ポイント低下し、ゴルフプレー料金は平成13年度（9601円）から平成28年度（5350円）にかけて約44%減少（ゴルフプレー料金が約70%減少した自治体も存在。）する一方、課税標準の変更がなく、ゴルフプレー料金に占めるゴルフ場利用税の割合は相対的に高まっている。また、平成3年度と平成28年度の年収別ゴルフプレー人口については、年収400万円未満の者は2倍に増加し、年収700万円以上の者は約4割減少し、結果として幅広い国民層にプレーされるスポーツとなった。</p> <p>【結論】</p> <p>ゴルフは世代を問わずプレーできるスポーツであるので、ゴルフ場利用税廃止によるゴルフプレー人口の増大は、国民のスポーツ参画人口を増やし、生涯にわたる心身共に健康で文化的な生活の実現に寄与する。</p> <p>また、ゴルフプレー人口が減少の一途を辿る中、平成14年度から175ヶ所のゴルフ場が閉鎖され、ゴルフ場と地域経済が共倒れしている自治体もある。この現状を鑑みると、本税の廃止及びそれに併せて検討する地方公共団体の財政への配慮方策を実施することで、ゴルフプレー人口の増大を通じたゴルフ場の振興を図り、ひいては、地域経済の活性化、それに基づく地域振興の実現にも貢献することができる。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【スポーツ基本法における位置づけ】</p> <p>第2条において「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定されており、世代を問わず親しむことが可能なゴルフの振興はこれに資するものとなる。</p> <p>【スポーツ基本計画における位置づけ】</p> <p>ゴルフの振興は、スポーツ基本計画に規定されているスポーツ実施率の向上にも資するものであり、生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものである。</p> <p>また、平成27年10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としているところである。</p>
	政策の達成目標	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<p>○成人の週1回以上のスポーツ実施率：51.5%</p> <p>○成人の週3回以上のスポーツ実施率：26.0%</p> <p>○成人で過去1年間にスポーツを行った者の割合74.1%</p> <p>（スポーツ庁 平成29年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用対象：70,062,570人</p> <p>対象施設：2,285施設</p> <p>（総務省 「平成28年度 道府県税の課税状況等に関する調」）</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○平成15年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は約411万人（平成15年度）→約1,568万人（平成28年度）に、総利用者数に占める割合は4.6%（平成15年度）→18.29%（平成28年度）に増加しており、ゴルフ場利用税の廃止はゴルフプレー人口の増加に効果があり、スポーツ実施率の向上につながると考えられる。</p> <p>○ゴルフ場利用税が廃止された場合、ゴルフのプレー回数増やゴルフ用品の購入など、廃止分をゴルフ関係に活用すると回答したゴルファーは85%である（ゴルフダイジェスト・オンラインによるアンケート調査（平成28年実施））。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○文部科学省の実施する政策評価における施策目標（平成30年度文部科学省政策評価実施計画）「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」</p> <p>・平成30年度予算額：1,801,204千円</p> <p>※この他、明確に分けられない経費として、学校施設環境改善交付金の社会体育施設整備費補助（平成30年度予算額：28,797,260千円の内数）も含まれる。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算措置においては、スポーツ基本計画に重要事項として位置づけられている、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大のための環境整備を促進すると共に、先進事例の開発等を行っている。</p> <p>一方で、本税制改正要望は、スポーツの中で、ゴルフのみに対する課税を解消する。この解消を通じたゴルフプレー人口の増加により、スポーツ基本計画上も記載されているスポーツ参画人口の拡大に寄与し、究極的な目標としての生涯スポーツ社会の実現をさせるものである。</p>

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>○平成元年4月の消費税創設時に廃止された娯楽施設利用税のうち、スポーツの中でゴルフ場の利用にのみ課税が存続し、消費税との二重課税となっている。</p> <p>○ゴルフ場利用税の税収額については、平成4年度（約1035億円）と平成28年度（約459億円）を比較すると約44%まで減少し、今後もその減少が予測される中での廃止要望である。</p> <p>もっとも、ゴルフ場利用税の税収は地方公共団体の貴重な税収であり、地方公共団体のゴルフ場利用税収に係る財政状況に配慮し、その対応も行うことを検討している。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時からの達成 度及び目標に達してい ない場合の理由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>(1) 平成元年度、消費税創設に伴い娯楽施設利用税が課税対象をゴルフ場に限定され「ゴルフ場利用税」と改称される。</p> <p>(2) 平成15年度税制改正要望において以下の者について地方税法上非課税措置が規定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年齢18歳未満の者 ② 年齢70歳以上の者 ③ 障害者 ④ 国体のゴルフ競技に参加する選手 ⑤ 学生、生徒等やその引率をする教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合 <p>(3) 平成25年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(4) 平成26年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(5) 平成27年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(6) 平成28年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(7) 平成29年度税制改正要望で廃止を要望。平成29年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「15 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。</p> <p>(8) 平成30年度税制改正要望で廃止を要望。平成30年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「11 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。</p>
	<p>ページ</p>	<p>7—3</p>